

# 誓約書

「2026 GENKAI CUP ヨットレース」参加にあたり以下の項目につき承認および誓約いたします。

## 1. 指示の順守

主催者およびレース委員会の指示に速やかに従うこと。

## 2. 責任の所在

主催者およびレース委員会は、参加者およびその艇、参加者によって引き起こされた第三者に対するいかなる損失、損害、負傷、死亡事故に対し何らの責任も負わない。参加者は自己および乗員、艇の安全、第三者に対する損害に対し全責任を持っている。参加者は主催者が何も出来なかったという理由でその責任について追求出来ない。またスタートするか、あるいはレースを継続するかを決める責任は参加する艇にある。

### 「ORC 特別規定セクション 2.0 オーナーの責任」

2.1 艇と乗務員の安全の確保は、オーナー又はオーナー代理の避けられない責任でありオーナーは所有艇を最良の状態で十分な耐航性を有するように保持し、荒天の海にも対抗できる経験十分なクルーを乗り込ませよう万全を尽くさねばならない。オーナーは船体、スパー、リギン、セール及び全ての備品を確実に整備し、また安全備品が適正に維持格納され、その使用法と置き場所をクルーに熟知させておかなければならない。

2.2 この特別規定の制定、及びこの規定に基づく検査の実施によってオーナー及びオーナー代理の完全かつ無限の責任は何ら軽減されるものではないこと。

2.3 レースをスタートするか、あるいはレースを続行するか否かはすべて各艇の責任のみで決定されること。遭難における救助、捜索についての判断も各艇の自己の判断と責任によることを理解すること。

注) オーナーおよびオーナー代理を艇の所有者ならびに競技参加者艇長と読み替えるべきである。また文中クルーとは艇長を含むすべての乗員のことである。

## 3. 通信手段

レース委員会の発行する帆走指示書に従う通信手段を確実に実行出来ること。家族等からの要請で捜索に入った場合、それが事実、事故や遭難である場合は勿論、結果的に無線その他指定する通信手段の連絡不通などであり遭難ではなかった場合であっても、出艇参加者側の責任においてその費用のすべてを負担すること。この場合、連絡の不通が出艇参加者側の連絡義務違反であろうと、通信手段の技術的問題の場合であろうと出艇参加者側の負担を免れるものではない。

艇名 \_\_\_\_\_

(署名 参加者全員)

艇長                      年        月        日        \_\_\_\_\_

乗員                      年        月        日        \_\_\_\_\_

(欄が不足する場合は裏面に署名すること)